

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター中期目標

第1 基本的な役割

岡山県立岡山病院（以下「県立病院」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7の規定による精神科病院として昭和32年に設置され、統合失調症を中心とした治療と患者の社会復帰に主眼をおいた取組を進めてきた。

その後、県立病院では平成15年10月の岡山県精神保健福祉審議会からの意見具申「県立精神保健福祉施設のあり方について」を踏まえ、精神科救急対策、児童・思春期事例への対応、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）への対応などの政策的医療の推進、精神科医療の地域偏在化への対策などの地域生活支援の推進、医師臨床研修制度への対応などの調査研究・人材育成を重点課題として取り組むこととした。

こうした課題に対応するため、病院施設の建替えを契機に“光と風と緑”をテーマに緑あふれる屋外空間など明るく開放的な治療環境の整備を進め、入院施設も総合治療入院棟、救急急性期入院棟、依存症入院棟、児童・思春期入院棟に医療機能の分化を図るなど、より専門的な医療の提供を進めている。

今後、こうした県立病院が担うべき公的使命をより効率的、かつ効果的に果たし、医療現場における県民ニーズに沿った素早い対応と質の向上を行うために、機動的・弾力的な財政運営、目標設定による業務管理、事後評価と見直し等、自律的な運営を行う地方独立行政法人に移行することとした。

移行後は地方独立行政法人制度の特長を十分に活かした自律性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、患者及び県民の期待に最大限応え、公的使命を果たすため、名称を「岡山県精神科医療センター」とし、県内精神科医療の中核病院と位置づけ、民間病院では対応が困難な分野への取り組みや地域医療連携の構築、県内精神科医療水準の向上など、政策的医療の積極的な推進を基本的な役割とする。

第2 中期目標の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民のための病院であることを認識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。

1 県内精神科医療の中核病院としての役割の発揮

政策的医療の推進

県内における精神科医療の中核病院として、精神科救急対応、児童・思春期精神科医療、心神喪失者等医療観察法への対応などの本県の政策的医療の推進に努めること。

県内精神科医療水準の向上

精神科医療従事者の資質向上、関係機関への助言等に努め、県内精神科医療水準の向上を図ること。

県民の精神保健医療福祉の向上

県民に対する精神科医療に関する知識の普及等の取組を通じて、県民の精神保健医療福祉の向上に寄与すること。

災害対策への協力

災害など重大な危害が発生した場合には、県からの要請に基づき必要な精神科医療を提供するなど、県が実施する災害対策に協力すること。

2 患者や家族の視点に立った医療の提供

患者権利に配慮した医療の提供

精神科医療においては、特に、患者の権利に最大限の配慮を行うことが重要である。そのため、法令等を遵守して、職員が患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うとともに、患者が納得した上で医療を受けられるよう環境整備に努めること。

患者・家族の満足度の向上

患者や家族の意見・要望を的確に把握し、ニーズに応じたよりきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるように努めること。

診療情報の適正管理と開示の推進

カルテ（診療録）など個人の診療情報の適正管理と患者及びその家族への情報開示に努め、患者との一層の信頼関係の構築を図ること。

3 医療の質及び安全の確保

医療水準の維持・向上

医師をはじめ優れた医療スタッフの確保、養成に努め、高度な精神科医療水準の維持・向上を図ること。

医療安全対策の徹底

医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供するため、医療安全対策を徹底すること。

医療の質、安全対策の検証

第三者機関が実施している病院機能評価を受審するなど、医療の質及び安全対策の検証に努め、県民からの信頼確保に努めること。

4 患者の社会参加へ向けての取り組みの強化

患者が、退院後、地域における治療や生活を円滑に行えるよう、関係機関との連携強化を図り、地域生活支援機能を充実させ、患者の社会参加の促進と再入院の予防を図ること。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

自律性・機動性・透明性の高い病院経営を行うための管理運営体制を確立するとともに、次に掲げる項目等を実施し、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

1 効率的な業務運営体制の確立

効率的な業務運営体制の構築

理事会及び法人組織体制を整備し、法人内で適切な権限委任を行うなど、効率的な業務運営体制を構築すること。

業務見直し体制の整備

経営の現状分析等を的確に行い、業務運営の見直しを機動的に行う体制を整備すること。

2 業務内容の見直しによる収支改善

健全な病院経営を行っていくため、地方独立行政法人制度の特長である単年度主義の緩和による予算の弾力的執行や民間委託の推進などの業務内容の不断の見直し等を通じて収支の改善を図ること。

第5 財務内容の改善に関する事項

公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保できるよう、「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に定めた事項を徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

公的な病院として継続的に県民への医療の提供が図れるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。

1 施設及び医療機器の整備に関する計画

県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。

2 人事に関する計画

精神科医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応し、必要な医療が提供できるよう、医療従事者の適正配置に努めること。

また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。

3 職員の就労環境の整備

定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、日常業務の質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。